

◎ 国のセーフティネット保証発動にあわせ、「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」の融資対象者に、セーフティネット保証4号・5号の認定を受けた中小企業を追加する。（※5号については、コロナの影響で売上が減少した中小企業者に限る。）

	大阪府新型コロナ対応緊急資金 (2/17～実施)	
	【実施準備中】 セーフティネット保証4号 (災害・地域を指定)	【実施準備中】 セーフティネット保証5号 (業種のみを指定)
要件	売上が1月で10%減少 (実績1か月)	売上が3月で20%減少 (実績1月+見込2か月) *コロナの影響で売上減の中小企業者に限る。
対象業種	全業種	全業種 現指定業種(152業種) +拡大予定業種
融資限度額	2億円(うち無担保8,000万円)	2億円(うち無担保8,000万円)
金利	<u>1.2%固定</u>	<u>1.2%固定</u> (現在 金融機関ごと) (*)
保証料 (無担保の場合)	0.45~1.9%	<u>0.9%</u>
リスク負担	・金融機関 20% ・保証協会 80%	<u>保証協会 100%</u>
実施期間	令和3年3月31日受付分まで	国の指定期間に準じる。 (令和2年3月第1週~9月末(予定))

(*) 1.2%よりも低い金利で融資を受けられる企業については、既存制度融資「経営安定資金」(金利:金融機関ごと)の利用も可能